

平成18年7月3日

経済産業省

インターネット・オークションにおける 特定商取引法第11条違反者のID公表について

経済産業省では、本年1月30日付「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」に示した基準に従い、平成18年度からインターネット・オークションにおける特定商取引法第11条の遵守状況のモニタリングを強化しており、この度、違反者についてはそのIDを公表することといたしました。

1. 経済産業省では、本年1月30日に「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」を策定し、インターネット・オークションの出品者が特定商取引法の販売業者に該当すると考えられる場合を明確化いたしました。
2. 同ガイドラインに示した基準に従い、本年度より特定商取引法第11条の遵守状況のモニタリングを強化しており、この度、同条に定める表示義務に違反していると考えられる出品者については、そのIDを公表することといたしました。消費者の皆様におかれましては、今後、出品者が販売業者に該当すると考えられる場合には同条に定める表示事項の確認を励行されるとともに、公表されたIDも1つの参考として、オークション取引の相手方を慎重に判断していただきたいと考えております。
3. また、実施するモニタリングにおいて、同条違反と判断された場合には、当該出品者に対して、表示の是正について注意喚起を行ってまいります。注意喚起のために使用する当省のIDは、以下の通りです。

(Yahoo!オークション)	metipatrol
(楽天フリマ)	metipatrol (ニックネーム metipatrol)
(ビッダーズ)	metipatrol
4. なお、本措置の実施にあたり、主要インターネット・オークション運営事業者各社に対し、出品者の法遵守を促進するための措置について協力依頼を行っており、各社におかれましても、インターネット・オークションにおける取引の適正化に向けた取組を強化されることを期待いたします。

(参照) http://www.meti.go.jp/policy/consumer/auction_id/main.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務流通グループ消費経済対策課
担当者：中野課長補佐、浜田対策官
電話：03-3501-1228(直通)